

## 集落営農の経営破たんをどうするか

農林水産省は昨年3月に平成28年2月1日現在の『集落営農実態調査』を報告している。報告では「集落営農数は1万5134となり、前年に比べ281(1.9%)増加した。このうち、法人の集落営農数は4217となり、前年に比べ595(16.4%)増加した。また、集落営農に占める法人の割合は27.9%となり、前年に比べ3.5ポイント上昇した」と、集落営農が発展しているかのように語っている。

しかし、農水省の思惑とは裏腹にこの実態調査結果は、集落営農組織の経営破たんを予言するデータとしてもみることができる。そしてこの経営破たんの対処の方法いかによっては広大な農地が荒廃することにもつながりかねない。

集落営農の中にも優れた経営者を擁し、経営的にも安定した経営を作り上げている組織もある。しかし、集落営農にすることで「経営所得安定対策」の恩恵を受けられるという理由で組織化されたものが大多数である。農協や行政主導の下で経営者不在のままに集落営農組織が作られていった経緯を考え

「江刺の稲」とは、用排水路に手刺しされ、そのまま育った稲。まったく管理されていないこの稲が、手をかけて育てた畦の内側の稲より立派な成長を見せている。「江刺の稲」の存在は、我々に何を教えるのか。土と自然の不思議から農業と経営の可能性を考えたい。

# 江刺の稲

た経営者を擁し、経営的にも安定した経営を作り上げている組織もある。しかし、集落営農にすることで「経営所得安定対策」の恩恵を受けられるという理由で組織化されたものが大多数である。農協や行政主導の下で経営者不在のままに集落営農組織が作られていった経緯を考え

ても、さらには経営センスのあるリーダーが存在する組織においてもその高齢化が進んでいる。平成27年の基幹的農業従事者の平均年齢は67歳。来年には団塊の世代が70歳以上になる。

集落営農は平成14年に農水省がまとめた「米政策改革大綱」の中で、集落営農のうち一定の要件を満たすものを「集落型経営体」と認め、認定農業者と同様の担い手として位置づけられた。その要件として「5年以内に法人化すること」が義務づけられていた。しかし、集落営農の法人化率は27.9%に過ぎず、43.2%は法人化の予定がない。

個人事業において「法人化」は必ずしも経営の健全化の指標となるものではないが、法人化ができれば「経営所得安定対策への加入」という集落営農組織に対する恩恵を得ることはできない。

農水省は国による生産調整配分と水稲作に対する直接支払いの廃止に代わって平成27年度から新たに「日本型直接支払制度」を作り、それを利用すれば水田では最大10a当たり9200円を受けられることができる。

それでも高齢化という決定的条件によって現在それなりの活動をして

いる集落営農においても経営破たんあるいは組織の継続が困難になっていくと考えるのが常識的判断ではないだろうか。

こうした事態を避けるために、国や自治体の政策担当者は、集落営農のM&Aについての手法の検討を進める必要がある。破たんが見込まれる集落営農を地域の健全経営をしている他の集落営農組織や有力独立系農業経営者が受け皿となつてM&Aをしていくことである。さらには、県外を含めた地域外から、経営者の誘致をすることも必要だ。あえてここでM&Aという表現をするのは、営農上の不適地を受け皿となる経営者に押し付けけないためである。

意欲ある農業経営者にとってはこれまでの常識を超える大規模農業経営実現のチャンスである。自分が住む地域だけでなく、他県を含む各地の農業構造や高齢化の現状を調べて未来から逆算した経営計画を考えるべきだ。日々の管理が必要ないトウモロコシなら遠隔地でも栽培できる。

この事態は農地改革によつてもたらされた農業経営構造を大転換する好機であり、戦前の農業経営者、そして農村の経営者であった地主階層の果たしていた役割を担える本物の土地管理型農業経営者の登場が待たれるところである。